



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 ブルドックソース株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 章子
(コード番号 2804 東証第二部)
問合せ先 常務取締役総務人事部長 佐藤 貢一
(TEL 03-3668-6811)

株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月28日開催予定の当社第91回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。

(2) 併合の内容

併合する株式の種類 普通株式
併合の方法・割合 平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数を基準に、平成 28 年 10 月 1 日をもって、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	69,774,401 株
併合により減少する株式数	62,796,961 株
併合後の発行済株式総数	6,977,440 株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の株主名簿に基づく株主数は、次のとおりであります。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	6,396名 (100.00%)	69,774,401株 (100.00%)
10株未満	372名 (5.82%)	558株 (0.00%)
10株以上	6,024名 (94.18%)	69,773,843株 (100.00%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合は、10株未満ご所有の株主様372名(所有株式数558株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生日前に「単元未満株式の買取」又は「単元未満株式の買増」の手続きを利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

前記1.(1)記載のとおり「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するため、単元株式数の変更を実施いたします。

(2) 変更の内容

平成28年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 変更の理由

前記1.(3)記載のとおり発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数の適

正化を図るため、株式併合割合に応じて発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日をもって、発行可能株式総数を 200,000,000 株から 20,000,000 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

平成 28 年 5 月 13 日	取締役会決議日
平成 28 年 6 月 28 日 (予定)	定時株主総会決議日
平成 28 年 9 月 27 日 (予定)	1,000 株単位での売買最終日
平成 28 年 9 月 28 日 (予定)	100 株単位での売買開始日
平成 28 年 10 月 1 日 (予定)	株式併合、単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更の効力発生日
平成 28 年 12 月上旬 (予定)	株式の端数に係る処分代金の分配

※ 上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更等の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 9 月 28 日となります。

5. その他

株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の詳細につきましては、本日開示する「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では 10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 株式併合により株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株あたりの資産価値は 10 倍になります。したがって、株式市況の変動等ほかの要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。

なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 10 倍となります。

Q 4. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受け取る配当金は減少しませんか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して 1 株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等ほかの要因を別にすれば、株式併合によって株主様が受け取る配当金の総額への影響はございません。

但し、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 5. 所有する株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日（平成 28 年 10 月 1 日（予定））前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	株式の端数
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,816株	1個	181株	1個	0.6株
例③	1,380株	1個	138株	1個	なし
例④	600株	なし	60株	なし	なし
例⑤	128株	なし	12株	なし	0.8株
例⑥	9株	なし	なし	なし	0.9株

- ・例①に該当する株主様においては、特段のお手続きはございません。
- ・例②、例③、例④、例⑤に該当する株主様において、発生する単元未満株式（例②は 81 株、例③は 38 株、例④は 60 株、例⑤は 12 株）については、ご希望により「単元未満株式の買取」又は「単元未満株式の買増」制度がご利用できます。
- ・例②、例⑤、例⑥に該当する株主様において、発生する株式の端数（例②は、0.6 株、例⑤は 0.8 株、例⑥は 0.9 株）については、会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。この代金は平成 28 年 12 月上旬ごろにお支払いする予定であります。
- ・効力発生前のご所有株式数が 9 株（例⑥）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。

Q 6. 株式の端数が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」又は「単元未満株式の買増」制度をご利用いただくことにより、端数の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株式併合後でも、単元未満株式の買い取りや買い増しは可能ですか。

株式併合後においても、「単元未満株式の買取」又は「単元未満株式の買増」制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 株主優待制度はどうなりますか。

これまでは、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された 4,000 株以上ご所有の株主様には 3,000 円相当の当社製品、4,000 株未満 1,000 株以上ご所有の株主様には 1,000 円相当の当社製品を送付させていただいております。

株式併合後は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された 400 株以上ご所有の株主様には 3,000 円相当の当社製品、400 株未満 100 株以上ご所有の株主様には 1,000 円

相当の当社製品を送付させていただく予定です。

Q9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

次のとおり予定しております。

平成 28 年 5 月 13 日	取締役会決議日
平成 28 年 6 月 28 日 (予定)	定時株主総会決議日
平成 28 年 9 月 27 日 (予定)	1,000 株単位での売買最終日
平成 28 年 9 月 28 日 (予定)	100 株単位での売買開始日
平成 28 年 10 月 1 日 (予定)	株式併合、単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更の効力発生日
平成 28 年 12 月上旬 (予定)	株式の端数に係る処分代金の分配

Q10. 株主として何か手続きをしなければならないのですか。

特段のお手続きの必要はございません。

●お問い合わせ先

株式併合及び単元株式数の変更等に関しご不明な点につきましては、お取引の証券会社又は下記株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）までお問い合わせください。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社
0120-707-843（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以 上